

目標4 女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進

男女共同参画社会を実現するため、法律や制度の整備や様々な啓発活動が進められ、県民の理解、男女共同参画社会づくりに取り組む人材の育成も進んできました。また、学校や家庭をはじめ、様々な分野での平等感も改善方向にあります。

しかし、平成21年に実施した男女共同参画社会に向けての意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方への賛成派は男女を問わず、全年齢層で平成16年度の前回調査より増加しています。これには、昨今の経済情勢による厳しい雇用環境や、仕事と家庭の両立が難しいことなどの影響も考えられるところですが、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという基本的な理解については、継続的に着実に進めていく必要があります。

このため、職場、学校、家庭、地域において、あらゆる機会を通して男女共同参画を学び、理解を進めるための啓発、教育を更に充実する必要があります。特に、比較的理解が進んでいない若年層及び男性への啓発を強化するとともに、企業に対しては、社内における男女共同参画の推進が企業の発展に不可欠であることを伝えるなど、様々な形での男女共同参画社会づくりへの貢献を促進します。

また、啓発活動や学習によって培われた知識や理解は、課題を解決していく実践活動に活かされてはじめて社会的な意味を持つようになることから、地域における県民の皆さんの活動が実践的な取組へと展開されるよう促進、支援します。

今日、情報通信技術が発展する中、様々な形態のメディアによる多様で大量の情報発信は、社会に大きな影響を与えています。表現の自由を尊重しつつ、女性の人権に配慮した情報発信を働きかける必要があります。

施策の方向(1) 意識の改革と社会制度・慣行の見直し

男女共同参画に対する理解と認識を深めるため、幅広い層への広報・啓発活動を積極的に進めます。また、社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画のために中立な働きをしない場合もあります。多様な価値観や生き方を男女が互いに認め合い、自らの選択による生き方が尊重されるよう啓発を行います。

男女共同参画に関する啓発・学習活動の目的は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めるための社会的な考え方や必要な知識の習得と、男女が自身の経済的自立や生活者としての自立等を進めるエンパワーメント（力をつけること）にあります。生涯学習、社会教育、家庭教育などの多様な場面において、男女共同参画の視点に立った取組を進め、実践的な活動につなげていくことが必要です。

【具体的施策】

ア 男女共同参画実現のための意識の醸成と情報の提供

<p>④① あらゆる機会をとらえた啓発・学習活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女が互いの人権を尊重し、社会の各領域を共に担うことの必要性を啓発し、男女共同参画の理解と定着を促進する。 ○ 県の「男女共同参画の日（11月第4土曜日）」、国の「男女共同参画週間（6月23日～29日）」等、機会をとらえ男女共同参画を広く浸透させる事業・行事等を推進する。 	<p>新社会推進部</p>
<p>④② 男女共同参画に係る優れた取組の表彰、紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の幅広い社会進出を促進する取組や困難を抱える女性に対する支援活動などでの顕著な成果をあげている県民、団体、企業等を表彰し、紹介する。 	<p>新社会推進部</p>
<p>④③ 社会制度・慣行について男女共同参画の視点からの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場・家庭・地域等における社会制度・慣行について、性別による偏りにつながるものがないか検討していく。 ○ 社会制度や慣行を見直しながら、男女共同参画を推進する新たな取組や実践的活動を支援する。 	<p>新社会推進部</p>
<p>④④ 男女共同参画に関する資料の収集・整備・紹介</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策について報告書（年次報告）を作成し、公表する。 ○ 男女共同参画に関する法令や国内外の情報を収集・整備し、分かりやすく紹介する。 ○ 県の広報紙（誌）、その他の広報媒体、インターネット等を活用し、男女共同参画について広く広報する。 ○ 県男女共同参画センターの広報紙やホームページ、男女共同参画に関する定期刊行物を活用し、男女共同参画に関する最新の情報を伝えていく。 	<p>総務部 新社会推進部</p>

イ 生涯学習・社会教育・家庭教育の推進

<p>④⑤ 生涯にわたる学習機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯にわたって男女平等の意識を育む学習機会、女性の社会参加・職業教育等に関する学習機会を提供する。 ○ 自主的に学習に取り組んでいる女性グループについて、支援を行う。 	<p>新社会推進部</p>
<p>④⑥ 家庭教育・社会教育に関する学習機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育に携わる関係者に対し、男女共同参画に関する研修・啓発を充実する。 ○ 男女が共に子育てに関わる重要性に鑑み、家庭教育に関する学習機会を充実する。 	<p>新社会推進部 教育庁</p>

施策の方向(2) 若年層、男性、企業への啓発強化

学校教育の場面での男女の平等感は着実に上昇していますが、多くの女性が就職を境に不平等な現実直面しています。そのような中であっても、多くの若年層の女性が高い向上心と学習意欲を持っています。大学や企業、NPO法人等とも連携しながら、女性が社会に参画する意欲を持ち続けることを促すとともに、若年層の男女が自身の問題として男女共同参画を理解し、取り組むよう啓発に努めます。

男性の家事・育児参加も進んできてはいますが、男性の育児休暇取得率は1%未満（福岡県「男女共同参画就業実態調査」平成20年）とまだまだ低率です。男女が共に社会責任と家庭責任を担うべきこと、男女共同参画社会は男性にとっても伸び伸びと個性を發揮できる社会であることなどについて、男性の理解を進めることが必要です。

企業に対しては、女性の能力の活用は企業の多様性、柔軟性をもたらし、企業の発展に有効・不可欠であることを伝える必要があります。また、社会の構成員としての企業の役割も重要視されるようになる中、法令に基づく企業内の男女の均等待遇の確保に加え、様々な形での男女共同参画社会づくりへの企業の貢献を促進します。

【具体的施策】

ア 若年層、男性、企業に対する啓発強化

<p>④7 若年層への啓発強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、企業、NPO法人等と連携し、様々な手法を活用して、若年層に対し自らの問題として男女共同参画を考え、取り組んでいくための学習、啓発、情報提供を行う。 ○ 男女共同参画社会づくりに向けた、地域、団体、職場などにおける取組を担う若年層リーダーを育成する。 	<p>新社会推進部</p>
<p>④8 男性への啓発強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画社会は、男性にとっても個性を發揮でき、伸び伸びと豊かに暮らせる社会であることや、男性が家事・育児や地域活動等に参画することの効果等について理解を進める。特に、男性の理解が効果的に得られるような啓発や情報提供の手法の構築に努める。 	<p>新社会推進部</p>
<p>④9 企業における意識の醸成と取組の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業、団体等のリーダー層に対して、女性の能力を活用し、男女共同参画を進めることは、企業の発展に有効・不可欠であることの理解を進める。 ○ 企業、団体等における男女共同参画社会実現に資する取組を促進する。 	<p>新社会推進部 福祉労働部</p>

施策の方向(3) 地域の課題解決に向けた実践活動の促進

男女共同参画社会の実現に向けて、地域には様々な課題が残されています。これらを解決していくため、啓発・学習活動によって習得した知識や意欲を実践活動へと展開していくよう、団体活動の育成・支援を行います。

また、活力ある地域をつくる主体者として、男女が多様な意見を地域の方針決定過程に反映させ、共に活動を担う地域の取組を支援します。

県内市町村においては、条例制定や計画策定、審議会等への女性の登用など、全国に比べて取組が進んでいます。しかしながら、それぞれの取組内容には市町村間の差が大きく、施策の推進に向けた情報提供等の支援を強化します。

また、自然災害等は地域社会に大きな影響を及ぼす問題です。被災した男女のニーズの違いに応じた防災・復興対策に努める必要があります。

【具体的施策】

ア 男女共同参画社会の実現の障害となっている課題の解決に向けた実践活動の促進・支援

<p>⑤⑩ 課題の解決に向けた実践活動の促進・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性団体等、多様な主体が協働して、地域における男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな課題を解決するために、啓発や学習に留まらない、実践的な取組への展開を促進・支援する。 ○ 大学、企業、NPO法人等との連携を図りながら、男女共同参画の推進に向けた取組について、ソーシャルビジネスとしての展開を研究する。 <p>※ ソーシャルビジネス……社会的課題を、ビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動</p>	<p>新社会推進部</p>
-------------------------------	--	---------------

イ 男女の地域社会への積極的な参画促進

<p>⑤⑪ 地域活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での男女共同参画を進める活動を担う人材養成や女性団体の育成を図り、地域での男女共同参画の取組を促進する。 ○ 県男女共同参画センターや県NPO・ボランティアセンター等を活用し、地域活動の情報について収集し、提供する。 ○ ボランティア・NPO活動への関心や理解を深める広報啓発等を実施し、活動への参加を促進する。 ○ 県男女共同参画センターにおいて、女性団体等との協働による出前講座の実施や女性団体への支援を行う。 ○ 地域おこし、まちづくり、観光などの分野に参画した女性の優良事例の紹介を行い、男女共同参画での取組を促進する。 ○ 地域活動は、幅広い年齢層の男女で担う考えから、雇用されている男女も参加できる時間帯の設定や情報提供、託児の配慮を検討する。 	<p>新社会推進部 福祉労働部</p>
-------------------	---	-------------------------

ウ 女性のニーズに配慮した防災・災害復興対策

<p>⑤② 女性のニーズに配慮した体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災計画や各種対応マニュアルの策定、その他防災等の企画立案において、女性のニーズに配慮するよう努める。 ○ 健康相談、心のケア相談等に対応するため、避難所への保健師の派遣や保健福祉（環境）事務所での相談体制を確立する。 ○ 男女のニーズの違いに配慮した、きめ細やかな対応ができるよう、災害ボランティアの養成を図る。 	保健医療介護部
-----------------------------------	---	---------

施策の方向(4) 学校教育における男女共同参画の推進

男女共同参画と人権尊重の理念に基づく教育を進めます。

少子高齢化の進展や地域・経済情勢の変化等の中で、児童・生徒が豊かに生き、活力ある社会づくりに貢献していくためには、男女の役割を固定的に考えず、自立した個人として個性を伸ばす教育を行う必要があります。職場、地域、家庭において男女が共に能力を発揮し、担っていくことができるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

【具体的施策】

ア 男女共同参画教育の推進

<p>⑤③ 児童・生徒の発達段階に応じた、学校教育全体を通じた指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育全体を通じ、人権尊重と男女の平等を基盤とした指導の充実を図る。また、男女平等の歴史的な進展や国際的な状況等を学ぶとともに児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす男女共同参画教育の充実を図る。 ○ 児童・生徒の発達段階に応じた指導の在り方について検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画教育の教育課程への位置づけ及び学習内容の検討・確立 ・男女平等観に立った教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の内容の充実と指導法の工夫改善 ○ 教育課程研究集会及び管理職研修会等を活用し、指導の充実を図る。 ○ 男女共同参画教育に関して、地域の子育て支援団体等と学校が連携した育児体験などの先進的な事例を紹介し、モデル的活動を支援する。 ○ 男女共同参画に関する児童・生徒用の啓発資料の作成について検討する。 ○ 男女が家庭の一員としての役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性について認識するための教育の充実を図る。 ○ 男女共に必要な家事や育児、介護を体験する機会をつくっていく。 	総務部 教育庁
---	---	------------

<p>⑤4 学校における適切な性に関する教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校における性に関する教育は、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する教育が実施されるよう、教職員に対する研修を充実させるとともに、関係機関等との連携を図る。 ○ 文部科学省が配布している「学校における性教育の考え方・進め方」と県教育委員会が配付する「性教育の指導資料」について、その活用を図る。 	<p>教 育 庁</p>
-------------------------------	--	--------------

イ キャリア教育・進路指導の充実

<p>⑤5 女子生徒、女子学生に対するキャリア教育・進路指導の充実、職業意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身につけるとともに、女性の進学や進出の割合が少ない理工系分野や社会科学分野等も積極的に選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・進路指導計画の検討及び指導の充実 ・進路指導の手引の活用 ・進路指導に関する研修会・研究会の充実 ・家庭に対する啓発の実施 ○ 女性が将来にわたって働き続けるために、関係法令等の学習や、幅広い職業選択を念頭においた、進路決定を行うことができるよう意識の醸成を行う。 ○ 男女が働くことの重要性を認識し、就業意識の育成を図るための教育を充実する。 <ul style="list-style-type: none"> ・体験的学習の充実 ・勤労に関わる特別活動の充実 ○ 就業するための能力・態度を身につけるため、就業体験やインターンシップの実施などのキャリア教育を推進する。 <p>※ インターンシップ……生徒や学生等が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。</p>	<p>総 務 部 教 育 庁</p>
---	--	------------------------

ウ 教職員の男女共同参画に関する理解の促進

<p>⑤6 「教師用指導の手引」の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画に関する考え方について、児童・生徒の発達段階に応じて指導が行えるよう、「教師用指導の手引」を活用した指導の充実に努める。 	<p>教 育 庁</p>
<p>⑤7 教育関係者に対する研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画についての理解と推進を図るため、教職員研修を充実する。 <ul style="list-style-type: none"> ・校長等管理職研修における充実 ・研修講座、研修会、研究会の充実 ・各私学団体における男女共同参画教育の促進 	<p>総 務 部 教 育 庁</p>

<p>⑤8 男女平等の視点に立った学校内の慣行の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別により取扱いを異にする学校行事等の慣行について検討し、必要に応じ見直していく。 ○ 児童・生徒の名簿については、男女共同参画の趣旨を踏まえ、その目的・用途に応じ作成する。 	<p>総務部 教育庁</p>
<p>⑤9 男女共同参画教育に関する情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村教育委員会の男女共同参画に関する教育の現状について情報を収集するとともに、県の情報を提供する。 	<p>教育庁</p>

施策の方向(5) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

情報通信技術の発達に伴い、性別や地域に関わりなく容易に情報を入手、発信できる多様な形態が開発されてきたことは、男女共同参画を進めて行く上でも有用なことです。

しかし、メディアから発信される情報の中には、女性の性的側面を強調する表現や、女性に対する暴力を無批判に発信する情報もあり、女性の人権を侵害している例もみられます。一方、受け手の側でも、膨大な情報を主体的に選択し、読み解く能力が求められます。

そのため、メディアの表現の自由に配慮しつつメディアへの働きかけを行い、受け取る側の啓発・教育を進めます。

また、行政の広報・出版物についても、固定的な性別役割分担意識にとらわれた表現となっていないかの検証を行うよう取組を進めます。

【具体的施策】

ア 男女共同参画に配慮したメディア表現

<p>⑥0 メディアにおける男女共同参画のための情報交換の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディア情報に関し、性・暴力表現が与える社会的影響について男女共同参画の視点から検討し、必要に応じてメディア機関との意見交換等を行う。 	<p>新社会推進部</p>
-------------------------------------	---	---------------

イ メディア・リテラシー（メディア情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力）の向上

<p>⑥1 メディア・リテラシー向上のための広報・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ メディアからの情報を、男女共同参画の視点から主体的に読み解き、自己発信する能力の必要性について広報・啓発を実施する。 ○ 地域の有害環境浄化を図るための啓発活動等を行う。 ○ 県青少年健全育成条例の適正な運用により、地域の有害環境の浄化を図る。 	<p>新社会推進部 警察本部</p>
<p>⑥2 メディア・リテラシー向上のための教育・学習の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校等におけるメディア・リテラシー向上のための教育を推進するとともに、学習機会の提供に努める。 	<p>教育庁</p>

ウ 行政広報・出版物の表現に関する配慮

<p>⑥3 男女共同参画の視点からの行政広報物等の検討</p>	<p>○ 行政広報・出版物について、男女共同参画の視点から、人権に配慮し性別に基づく固定観念にとられない表現を行うよう、市町村や関係機関に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none">・「行政広報物における表現のガイドライン」の検討・普及	<p>総務部 新社会推進部</p>
---------------------------------	---	-----------------------